

国立大学法人東京農工大学職員苦情相談規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (苦情相談員)                      第4条 相談員は、次の各号に掲げる者とし、学長が委嘱する。                      (1) (略)                      (2) <u>総務部人事課長</u>                      (3) (略)                      2～6 (略)                      (苦情相談委員会)                      第5条 相談委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。                      (1) (略)                      (2) <u>総務部長</u>                      (3)・(4) (略)                      2～6 (略)                      (事務)                      第8条 苦情相談に関する事務は、当該関係部局の協力を得て、<u>総務部人事課</u>において処理する。</p>	<p>本則                      (苦情相談員)                      第4条 相談員は、次の各号に掲げる者とし、学長が委嘱する。                      (1) (略)                      (2) <u>人事課長</u>                      (3) (略)                      2～6 (略)                      (苦情相談委員会)                      第5条 相談委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。                      (1) (略)                      (2) <u>次長のうちから学長が指名する者 1人</u>                      (3)・(4) (略)                      2～6 (略)                      (事務)                      第8条 苦情相談に関する事務は、当該関係部局の協力を得て、<u>人事課</u>において処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)  
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。